



■納める人

●課税対象業種

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

第一種事業 (37業種)			
物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業
不 動 産 貸 付 業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業
電 気 通 信 事 業 (放 送 事 業 含 む)	運 送 業	運 送 業	運 送 取 扱 業
船 舶 て い け い 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業
印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業
旅 館 業	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業
代 理 業	仲 立 業	問 屋 業	両 替 業
公 衆 浴 場 業 (第 三 種 事 業 以 外 の も の)	演 劇 興 行 業	遊 技 場 業	遊 技 場 業
遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業
興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業	

第二種事業 (3業種)			
畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業	

第三種事業 (30業種)			
医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業
弁 護 士 業	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業
弁 理 士 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業
社 会 保 険 労 務 士 業	コ ン サ ル タ ン ト 業	設 計 監 督 者 業	不 動 産 鑑 定 業
デ ザ イン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業
ク リ ー ニ ング 業	公 衆 浴 場 業 (銭 湯)	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業
測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業	

●不動産貸付業・駐車場業の認定基準

不動産の貸付けにあつては次の(表1)、駐車場の貸付けにあつては(表2)に記載したそれぞれの基準以上のものが上表の不動産貸付業及び駐車場業となります。

(表1) 不動産貸付業

貸付けの態様		基準	
住宅	① アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅	10室	左欄に掲げる基準未満の建物の貸付けを行っている場合においても当該建物の貸付総面積が600平方メートル以上で、かつ当該建物の貸付けに係る賃貸料収入金額が年1,000万円以上である場合
	② 一戸建住宅	10棟	
住宅以外	③ 独立家屋以外の建物	10室	
	④ 独立家屋	5棟	
土地のみ	⑤ 住宅用土地	貸付契約件数が10又は貸付面積が2,000平方メートル(※)	
	⑥ 住宅用土地以外の土地	貸付契約件数が10(※)	
上記不動産(①～⑥)を併せて貸付けている場合		室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計数が10(※)	

※ 一の契約により、2以上の画地(道路、囲い、垣根などにより明らかに他と区画された土地)を貸付けている場合には、画地の数が貸付契約件数となります。

(表2) 駐車場業

貸付けの態様	基準
建築物でない駐車場(青空駐車場)	収容可能台数 10台
建築物である駐車場	収容可能台数 1台

- ・ 不動産貸付業・駐車場業の貸付基準には、空室等も含まれます。
- ・ 共同で不動産貸付業・駐車場業の貸付けを行っている場合には、全体の貸付状況が基準になります。

■ 納める額

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{事業所得及び} \\ \text{不動産所得} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得税の事業} \\ \text{専従者控除額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{個人事業税の} \\ \text{事業専従者控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right. \\
 & \left. - \begin{array}{l} \text{損失の繰越等} \\ \text{の控除金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{事業主控除額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{税率} \end{array} = \begin{array}{l} \text{税額} \end{array}
 \end{aligned}$$

● 事業所得及び不動産所得

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

● 個人事業税の事業専従者控除額

事業を行う方と生計を一にする15才以上の親族で、もっぱらその事業に従事する方について適用があります。

○ 青色事業専従者給与額

原則として、所得税の事業専従者給与額と同じです。

ただし、所得税で配偶者控除等を選択したために事業専従者給与の必要経費算入を認められない場合において、所得税の確定申告書で「事業税に関する事項」欄に事業に従事している旨の申告があり、専従者の要件に該当するときは、事業税の事業専従者と認めた給与額を控除します。

○ 白色事業専従者控除額

各事業専従者について、次の①と②のいずれか低い金額を控除します。

- ① 次の事業専従者の区分に応じてそれぞれ次に定める金額
 - ア その事業を行う個人の配偶者である事業専従者 86万円
 - イ アに掲げる者以外の事業専従者 50万円
- ② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

● 青色申告特別控除額

所得税の青色申告特別控除は、個人事業税では適用がありません。

●損失の繰越等の控除金額

○欠損金（損失・被災事業用資産の損失）の繰越控除

①損失の繰越控除

損失の生じた年分について期限内に青色申告されており、以後連続して申告されている場合は、3年間控除できます。

②被災事業用資産の損失の繰越控除

災害で事業用資産に損失が発生した場合において、期限内に申告されており、以後連続して申告されているときは、3年間控除できます。

○事業用資産の譲渡損失（繰越）控除

事業用資産を事業の用に供しなくなった日の翌日から1年以内に譲渡して生じた損失がある場合は、期限内に申告されていれば控除できます。また、青色申告で控除しきれなかった場合は、3年間控除できます。

●事業主控除額 290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額となります。

月割額表

(単位:千円)

事業期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

●税 率

第一種事業…5%

第二種事業…4%

第三種事業…5%

ただし、第三種事業のうち、あん摩等医業に類する事業及び装蹄師業は3%となります。

■納める方法

●申 告

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要がありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

●納 税

府から送付される納税通知書（納付書）により、8月と11月に下記の〔納税場所〕で納めます。

なお、11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。

〔注〕税額（年税額）が1万円以下の場合は、8月にその全額を納めます。

〔納税場所〕

各府税事務所及び府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関等

- ・ 銀行、商工組合中央金庫の本店又は支店
 - ・ 大阪府内に所在する信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及びゆうちょ銀行（郵便局）
- 詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の取扱金融機関一覧をご覧ください。

※ 納期限までに完納できない場合は、担当区域の府税事務所納税課までご相談ください。

納期限までに完納されない場合は、滞納となり延滞金がかかります。

個人事業税の納税には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。

■減免

事業用資産又は住宅や家財などの住居用資産について災害を受けられた方で災害による損害金額がその資産価格の2分の1又はそれと同程度以上などの理由のある方は、減免申請書等を災害の発生した日以後1年以内に到来する納期限までに提出していただくことにより、その損害の程度に応じて減免や徴収猶予が受けられます。

また、生活保護法により生活扶助を受ける方等に対しても一定の要件に該当する方は、減免が受けられます。

お問い合わせ先

■府税事務所

(平成22年5月1日現在)

名称	電話番号	FAX番号	住所	管轄区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-8507	大阪市中央区内本町2丁目1番10号	中央区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	北区、淀川区、東淀川区
なにわ西	TEL 06(6581)1221 FAX 06(6581)9543	550-8505	大阪市西区本田1丁目6番16号	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
なにわ東	TEL 06(6934)3451 FAX 06(6932)1757	536-8501	大阪市城東区中央3丁目5番20号	都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区
なにわ南	TEL 06(6621)1361 FAX 06(6621)0682	545-8558	大阪市阿倍野区三好町2丁目10番21号	天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

■本庁

名称	電話番号	FAX番号	住所
税務室 税政課 徴税対策課	TEL 06(6944)6855 FAX 06(6944)6092	540-0012	大阪市中央区谷町3丁目1番9号 MG大手前ビル内

★上記お問い合わせ先のファックス番号は、お問い合わせ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。